

10月教育委員会会議録

日時：令和5年10月18日（水） 午後1時30分

場所：山口県教育庁教育委員会室 (公開)

教 育 長	<p>それでは、ただいまより令和5年10月の教育委員会会議を開催いたします。</p> <p>最初に本日の署名委員の指名を行います。小崎委員と藤田委員、よろしくお願ひします。</p> <p>それでは、本日の議題の審議に入る前に、審議の公開の可否について決定したいと思ひます。本日の議題のうち、議案第2号、議案第3号、報告事項8は、教育行政の公正又は円滑な運営に支障を生じるおそれがあることから、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項」の規定に基づき、非公開とすることが望ましいと思ひますが、いかがでしょうか。</p>
全 委 員	承 認
教 育 長	<p>それでは、議案第2号、議案第3号、報告事項8については非公開で審議することといたします。</p> <p>それでは、議案の審議に入ります。 議案第1号について、教育政策課から説明をお願いします。</p>
教育政策課長	<p>議案第1号「山口県教育振興基本計画の策定」について御説明いたします。新たな山口県教育振興基本計画につきましては、9月の教育委員会会議で御協議いただいたところですが、本日は「最終案」の概要版を資料①の2ページ以降、計画本文を議案第1号別冊資料でお示しをしております。概要版、計画本文ともに、9月の教育委員会会議から記載内容の大きな変更はございませんが、計画本文の方でレイアウト等を変更しております。議案第1号別冊資料の35ページを御覧ください。</p> <p>全体のレイアウトやフォント等を調整するとともに、各施策に関連する写真をこのページ以降に追加しています。前計画の写真掲載は、20点程度でしたが、本計画では80点以上掲載し、効果的に内容が伝わるよう努めたところです。また、39ページにあるような用語解説についても前計画の62か所から119か所に増加させるなど、できるだけ分かりやすいつくりを努めたところです。</p> <p>本日、御審議の結果、内容が決定された後には、計画及び先月の会議で御報告済みのパブリック・コメントの実施結果を、記者配布や県教委ホームページにおいて改めて公表することとしております。また当計画は、今後冊子を作成し、来月末には市町教委や学校、関係機関等に配布し、幅広い周知に努めることとしております。</p> <p>なお、従来から御案内しております子ども向けリーフレットにつきましても現在作成を進めており、12月中旬を目途に配布予定です。説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願ひいたします。</p>

教 育 長	<p>ただいま教育政策課から議案第1号について説明がありました。意見、質問はありますか。</p>
佐 野 委 員	<p>写真とか情報の説明とかを増やしていただいて分かりやすくまとまっているように思います。読ませていただいて、山口県の教育の内容について、こういう事あったなっていうのが理解できる感じがいたしました。私自身、教育委員になるまで学校のことや子どもたちのことについてイメージが違っていたり、意外と把握されてなかったところや気が付いてないところ、そういうのがありました。そういうのを広く見ていただくことで、内容をブラッシュアップしていただいて子どもたちの状況把握に活用していただいたらいいなと思いますし、子どもたち向けのリーフレットも作成されるということなので、そちらの方も、「山口県の子どもはこうなんですよ。」というのを自分自身で知ってもらおうというのも大切じゃないかなと思いますので、ぜひ発表していただけるように配布をお願いしたいと思います。</p>
小 崎 委 員	<p>私も前回より写真も増えていきますし、更にパワーアップしたように見えました。今回の施策の中に、コミュニティ・スクールの協働体制を生かした取組と、ICT環境を生かした取組が新たに付け加えられているのですが、ふだんコミスクに携わる者として文字として挙げてくださったことで、学校運営協議会としてはこういうことができるのか、この施策の中ではこういうふうに関わっているんだっていうのを改めて学ばせていただいたので、本当にありがとうございました。また、教職員の資質能力の向上のところ、こういう言葉をこうやってほしいという意見を、ちゃんと反映していただいてありがとうございます。素晴らしいものができているので、ぜひ今後は周知の方に力を入れていただきたいと思います。</p>
教育政策課長	<p>ありがとうございます。今のコミュニティ・スクールの連携・協働体制を生かすという事と、ICT環境を生かすという事は、今回、計画を策定するに当たって、大きな二つの重要な視点ということで設定したものです。施策展開をする際には、どの施策についても今のような視点を生かせないかと、そうすれば施策の効果が更に上げられるのではないかとといった視点をもちながら、工夫しながら施策を展開していきたいと思っております。大事なのはこの計画の内容をしっかりと県民の方々に知っていただくことだと思いますので、委員さんも先程おっしゃっていただいたように内容をいかに伝えていくのかというのはしっかりとやっていこうと思っております。</p>
和 泉 委 員	<p>これから5か年の基本計画ということで、大変意欲的な取組が数多く、素晴らしいものをまとめていただいたと思っております。これまでの話にありましたように市町教育委員会の皆様をはじめ、現場の先生方一人ひとり、子どもたちについても共通理解していけたらと思います。最終目標が2027年度と最後に挙げられておられますが、途中経過等も随時チェックしながら目標を達成できるようお願いします。</p>

木 阪 委 員	皆様方がおっしゃったとおり、非常に読みやすく、文字の書体、ポイント、行間どれも読みやすい内容になっています。前回も質問が出たかどうか分からないんですが、各項目の丸印や三角の矢印がありますが、これの説明がどこかにありますか。
教育政策課長	それは前回説明しておりません。今後の方向性やこれまでの取組について、それぞれの説明内容が丸印の所にあります。また主な取組の中で、四角が主な取組のメインになっていて、その説明、具体的な例として矢印で描いているということですが、そのものの説明は書いておりません。
教 育 長	議案第1号について、承認することとしてよろしいですか。
全 委 員	承 認
教 育 長	議案第1号を承認いたします。 続いて議案第4号について、高校教育課から説明をお願いします。
高校教育課長	議案第4号「山口県立高等学校等の管理に関する規則」の一部を改正する規則の制定についてお諮りします。今回の改正は、7月に公表しました各高校等の入学定員に係る規則の改正が主な内容です。資料①の14ページからとなりますが、20ページに改正の概要を参考資料としてお示ししておりますので御覧ください。 まず、「1 改正の趣旨」についてですが、(1)にありますように、令和6年度の山口県公立高等学校の入学定員の策定等に伴い、所要の改正を行うこと、(2)にありますように、令和6年度の山口県立特別支援学校高等部の入学定員の策定等に伴い、所要の改正を行うこと、これらによるものです。 次に、「2 改正の内容」についてですが、(1)にありますように、規則にある別表の1のうち、下松工業高等学校等の入学定員の変更に伴い、関係学校の第1学年生徒定員等を改めるとともに、(2)にありますように、規則にある別表の4のうち、山口南総合支援学校の入学定員の変更に伴い、第1学年生徒定員を改めるものです。 なお、「3 施行期日」につきましては、令和6年4月1日としていきます。以上、御審議をお願いいたします。
教 育 長	ただいま高校教育課から議案第4号について説明がありましたが、意見、質問はありますか。  議案第4号について、承認することとしてよろしいですか。
全 委 員	承 認
教 育 長	議案第4号を承認いたします。 続いて議案第5号について、学校安全・体育課から説明をお願いします。

学校安全・体育課長	<p>議案第5号「山口県新たな地域クラブ活動の在り方等に関する方針」について御説明いたします。同じ資料の21ページから概要を、23ページからは本文が載っています。</p> <p>本方針の最終案につきましては、9月の本会議で御審議いただき、その後、9月県議会の文教警察委員会において報告を行ったところです。県議会からは、最終案に対して変更を要する意見等はありませんでしたが、学校部活動の教育的意義の継承・発展や市町への支援、新たな地域クラブ活動に対する学校の関わり等について、質疑をいただくとともに、今後、市町や関係機関等と連携し、部活動の地域移行に積極的に取り組んでほしいとの要望をいただきました。本日、改めて最終案を御審議いただいた上で、今後成案について、ホームページ等で公表するとともに、学校・保護者等への理解促進に向けて取組の方向性や期待される効果など、本方針の考え方が広く行き渡るよう、リーフレットの作成・配布やセミナー・会議等のあらゆる機会を通じた周知・啓発を行うこととしています。今後とも、観光スポーツ文化部と一体となって、各市町や関係団体等と緊密に連携しながら、本方針に基づき、学校部活動の地域移行が更に加速されるよう、しっかりと取り組んでまいりたいと考えています。</p>
教 育 長	<p>ただいま学校安全・体育課から議案第5号について説明がありましたが、意見、質問はありますか。</p>
佐 野 委 員	<p>大きな部活動に関する変更という形で、これから動き出しているいろんなことが分かってきたり、確認されていくんじゃないかなと思います。それで、少子化による対応が必要な状況なので仕方がないのですが、日本の部活動を通じた教育が世界的に注目されたこともありますので、今回、地域と連携しながらも、やはり教育的な視点が忘れられないよう御指導の方お願いしたいと思います。</p>
教 育 長	<p>議案第5号について、承認することとしてよろしいですか。</p>
全 委 員	<p>承 認</p>
教 育 長	<p>議案第5号を承認いたします。  それでは、報告事項に入ります。報告事項1について、教職員課から説明をお願いします。</p>
教 職 員 課 長	<p>去る10月3日に発表いたしました、令和6年度山口県公立学校教員採用候補者選考試験の選考結果につきまして、御報告します。資料①の49ページになります。</p> <p>まず1-(1)の表を御覧ください。アの令和6年度採用と、下方にイの令和7・8年度採用として今年度新設した教職チャレンジサポート特別選考の結果をお示ししています。表の右上にありますように2種類の括弧内は、昨年度の数と第二志願者を含む数をそれぞれ示しています。</p> <p>それでは、アの令和6年度採用の表の一番下の「障害者を対象とした選考を含めた合計」の欄を御覧ください。令和6年度採用予定とな</p>

	<p>る選考試験の志願者数は1,066人で、このうち663人が第二次試験を受験し、422人を名簿登載予定者としたところです。左から3列目②の第一次試験受験者847人に、第一次試験免除者126人を加えた採用試験全体の受験者数973人を、名簿登載予定者422人で割った最終倍率は、2.3倍となりました。この令和7・8年度採用となる教職チャレンジサポート特別選考においては57人の志願があり、選考の結果6人を名簿登載予定者としたところです。</p> <p>次に50ページの(2)から(8)の表は、教職大学院修了見込者特別選考、社会人特別選考ほか、各特別選考の状況を示しており、今御説明した(1)の表の数値の内数となっています。また、51ページの表では、中学校、高等学校、特別支援学校中学部及び高等部について、教科や科目ごとの名簿登載予定者数や倍率をお示ししております。以上でございます。</p>
教 育 長	<p>ただいま、教職員課から報告事項1について説明がありましたが、意見、質問はありますか。</p>
佐 野 委 員	<p>以前から特別な選考が多い中でも、今回、教職チャレンジサポート特別選考が今年から始まって、最初はやはり関心が高かったように思っているのですが、実際に選考試験が行われましてどのような印象をおもちになりましたでしょうか。</p>
教 職 員 課 長	<p>ありがとうございます。御意見のとおり57名の志願があったということで大変関心も高かったです。志願者は県内外から、年齢も経験も様々な方に受験いただきまして、こちらが意図しておりました多様な人材の採用に向けて選考することができたと考えております。</p>
佐 野 委 員	<p>来年度も引き続き実施したいような雰囲気ですか。</p>
教 職 員 課 長	<p>これは採用自体、教壇に立つのが令和7年、8年度ということになりますので、まだそれを見てからということにはなりませんけれども、その志願の状況や受験状況、選考の状況を見ればこちらの意図するところは達成できていると思いますので、引き続いてこういった多様な人材を採用していくような選考の工夫については考えていきたいと思っております。</p>
教 育 長	<p>それでは、報告事項1については、以上のとおりとします。 続いて報告事項2について、引き続き、教職員課から説明をお願いします。</p>
教 職 員 課 長	<p>続いて、同じ資料の52ページを御覧ください。来年度に実施する令和7年度教員採用試験につきまして、大学3・4年生を対象とした二つの制度を新たに導入することとし、先月発表しましたので御報告いたします。 まず、新制度1の「『教職専門』事前認定テストの導入」について</p>

	<p>です。「(1) 概要」ですが、図にありますとおり、このテストは、来年度実施の採用試験において、教育心理や一般教養などを問う「教職専門」試験の免除者を事前に認定するテストです。仮にこのテストで不合格となった場合でも、第一次試験が受験できなくなるわけではありません。試験の一部を早期に受ける機会が増えたというものでございます。「(2) 対象者・出願要件」ですが、小学校教諭を志望する者のうち、表のア、イのいずれかとします。右の「主な対象者」にあるとおり、上段のアについては、現在の大学3年生を対象に早期に進路決定を促すことを狙いとしています。下段のイについては、他の自治体も含め、採用試験で不合格となった大学4年生を対象に、本県の臨時的任用教員の確保にもつなげることを狙いとしております。</p> <p>「(3) 実施日」は令和5年12月17日です。出願期間・方法等の詳細は、資料53ページから実施要項を載せておりますので、後ほど御確認下さい。</p> <p>次に、新制度2の「大学推薦による特別選考の導入」についてです。この特別選考は、県が指定する大学からの推薦によるもので、来年度の大学4年生が対象となります。「(3) その他」にありますとおり、対象志願区分・推薦基準・試験内容等の詳細は、令和6年3月中旬に公表する予定です。県教委といたしましては、以上2点の新制度を導入し、今後も教員採用試験志願者の拡大や臨時的任用教員の確保に努めてまいります。以上で報告を終わります。</p>
教 育 長	<p>ただいま、教職員課から報告事項2について説明がありましたが、意見、質問はありますか。</p>
和 泉 委 員	<p>こういった新しい制度を導入されて少しでも良い学生が山口県の教員になっていければいいなと思います。お伺いしたいのが新制度1で教職専門を前倒しで少しやるということですが、教職専門に限った理由とか、他のことを検討されたのかなど教えてください。</p>
教 職 員 課 長	<p>事前認定テストですけれども、これは文部科学省の事業で全国共通問題を活用するということとしておりまして、その関係でこの教職専門に限定をしたということです。また、小学校の志願を限定しているというのもその理由からです。</p>
和 泉 委 員	<p>これは他の県もやるのですか。同じ日に同時にするのですか。</p>
教 職 員 課 長	<p>この12月17日も指定でございまして、今のところ我々が確認している情報では、他県も数県これを使って実施するというところでございます。</p>
教 育 長	<p>それでは、報告事項2については、以上のとおりとします。 続いて報告事項3について、引き続き、教職員課から説明をお願いします。</p>
教 職 員 課 長	<p>「令和6年度教職員人事異動方針」を、同じ資料57ページのとおり定めましたので、概要について御報告します。この人事異動方針は</p>

	<p>今年度末の人事異動を行うに当たっての基本方針を示したものです。</p> <p>まず、人事異動の基本的な考え方ですが、本県の教育目標である「未来を拓くたくましい『やまぐちっ子』の育成」のためには、地域とともにある学校づくりや特色ある学校づくりを推進し、社会総がかりで教育力の向上を図ることが必要です。このため、教職員人材育成基本方針に基づき、各学校において、教職員一人ひとりがそれぞれの資質能力の向上を図り、専門性を発揮しながら、確かな学力の育成や体力の向上、生徒指導の充実、キャリア教育の推進などの諸課題に組織的かつ適切に対応できるよう、全県的な視野に立って、適材を適所に配置していくこととしています。</p> <p>次に、「記」以下について御説明いたします。1に示していますように、教職員全体について、専門性や教職員構成等を踏まえて、適切な配置を進めることとしています。2ですが、管理職の採用・昇任について、多様な教職経験を有し、家庭、地域・社会と連携・協働して教育目標の実現のために活力ある学校運営を行い、指導力を発揮できる人材を選任することとしています。さらに、女性管理職の採用・昇任に努めることとしています。3ですが、新規採用者について、近年採用者数が増加している状況も踏まえ、計画的な配置を行うこととしています。最後の4ですが、地域間、学校間等における人事交流を積極的に推進していきます。こうした方針に基づき、人事異動を進めていきたいと考えています。なおこの異動方針は、来月中旬に全ての公立学校の教職員に、周知することとしています。以上でございます。</p>
教 育 長	ただいま、教職員課から報告事項3について説明がありましたが、意見、質問はありますか。
教 育 長	特に昨年度との変更点等はあるのでしょうか。
教 職 員 課 長	昨年度から大きな変更点等はありません。
教 育 長	<p>それでは、報告事項3については、以上のとおりとします。</p> <p>続いて報告事項4について、引き続き、教職員課から説明をお願いします。</p>
教 職 員 課 長	<p>続きまして、同じ資料58ページを御覧ください。「令和6年度山口県立学校職員（船員）採用候補者選考試験の実施」について、説明させていただきます。</p> <p>本年度は、大津緑洋高等学校の船員の選考試験を実施することとしております。実施要項につきましては、去る10月11日に発表するとともに、関係機関に送付し、県教育委員会のウェブページにも掲載したところですが、ここでは概要を示した58ページの資料を用いて説明させていただきます。選考職種については「技師（司厨員）」、採用見込者数は、1人としております。職務の概要は、山口県、福岡県、長崎県が3県で共同運航している実習船「海友丸」の船内における調理等を行う司厨員業務であります。任期については、令和6年4月1日から1年間とし、5年の範囲内で更新できるものであります。任期付きとした理由は、求められる資格を有する人材の確保が、全国</p>

<p>教 育 長</p>	<p>的に厳しい状況にあることから、年齢制限のない任期付きでの採用としたところです。受験資格につきましては、資料にお示ししたアからウのとおりです。この試験結果等をもとに、人物を重視した選考を行い、来年1月12日に採用候補者名簿登載予定者を発表することとしております。以上、報告させていただきます。</p> <p>ただいま、教職員課から報告事項4について説明がありましたが、意見、質問はありますか。</p> <p>それでは、報告事項4については、以上のとおりとします。 続いて報告事項5について、高校教育課から説明をお願いします。</p>
<p>高校教育課長</p>	<p>報告事項5、令和6年度山口県立中等教育学校及び中学校入学者選抜実施要領等について御報告いたします。資料は62ページからとなります。入学者選抜に関する大綱につきましては、6月の教育委員会会議で御報告し、7月に公表しておりますが、63ページ以降にお示ししております「県立下関中等教育学校及び高森みどり中学校の入学者選抜実施要領」及び「入学者募集要項」並びに「選考検査問題の作成方針」を、本日午前10時に発表したところであり、それぞれの概要につきましては62ページの1の枠囲みの中にお示しをしております。</p> <p>まず、実施要領につきましては、その要点を2の部分にお示しをしておりますが、応募資格、入学定員等を示したものです。次に、募集要項につきましては、志願者が出願する際に必要となる事項をまとめたものであり、11月4日に下関中等教育学校で、10月28日に高森みどり中学校で開催します「入学者選抜説明会」において、受検願書と併せて保護者等に配布することとしております。</p> <p>続いて、会議資料93ページの選考検査問題作成方針についてですが、これは「記述式の課題1及び記述式の課題2」の問題を作成するに当たっての方針を定めたものであります。「資料をもとに考えたこと等を問う内容とする。」など昨年からの変更はありません。以上、御報告申し上げます。</p>
<p>教 育 長</p>	<p>ただいま、高校教育課から報告事項5について説明がありましたが、意見、質問はありますか。</p> <p>それでは、報告事項5については、以上のとおりとします。 続いて報告事項6について、引き続き、高校教育課から説明をお願いします。</p>
<p>高校教育課長</p>	<p>続きまして報告事項6、厚狭高校と田部高校の再編統合により、令和7年度に設置する新高校のスクール・ミッションについて御報告いたします。資料①の94ページを御覧ください。</p> <p>スクール・ミッションについては、すでに県内すべての公立高校等で設定し、運用を開始していますが、このたび、厚狭高校と田部高校の再編統合により、令和7年度に新高校を設置することに伴い、新高校のスクール・ミッションを設定する必要がありますことから、学校</p>



	<p>の意見や新高校のコンセプトも参考に策定いたしました。資料の中程には両校のこれまでの「めざす学校像」と「育てたい生徒像」を踏まえて設定したスクール・ミッションをお示ししています。両校のスクール・ミッションも参考にして作成した新高校のコンセプトについては、5月の本会議でも御協議いただいたところであり、新高校のスクール・ミッションにつきましては、新高校のコンセプトに基づき本課で案を作成しました。その案をもとに、両校の学校関係者や地域の方を含めた検討・協議を行い、そこでの御意見を踏まえた上でスクール・ミッションを設定いたしましたので御報告申し上げます。</p> <p>今後、両校の開校準備委員会において、このたび設定したスクール・ミッションに基づき、新高校のスクール・ポリシーを策定することとしています。以上、御報告します。</p>
教 育 長	<p>ただいま、高校教育課から報告事項6について説明がありましたが、意見、質問はありますか。</p>
木 阪 委 員	<p>両校の関係者との会合があったということですが、大体何回ぐらいされて、そういうところで何か要望とかがここに反映されていると思うのですが、そのときの様子が分かれば教えてください。</p>
高校教育課長	<p>今年度当初から、両校の教員を中心にした開校準備委員会、その中では教育課程について主に検討が進められているところでございます。それに加えまして、各学校学校運営協議会等を活用しながら、このスクール・ミッションについてこの方向性で良いかという協議が進められたということでございます。何回かということは今申し上げることはできませんけれども、複数回定期的に会合をもって、教育課程や学校の方向性について協議が進められているところでございます。</p>
教 育 長	<p>それでは、報告事項6については、以上のとおりとします。 続いて報告事項7について、学校安全・体育課から説明をお願いします。</p>
学校安全・体育課長	<p>報告事項7、「令和4年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題の現状について」資料①の95ページに掲載しております。この状況につきましては、本県の状況を10月6日に発表しておりますので、その概要について御説明いたします。</p> <p>発表項目は、暴力行為、いじめ、小・中学校の不登校、高等学校の不登校、高等学校の中途退学です。なお、お示ししている本県のデータは、2の調査対象にありますように、全て国公立学校の合計になりますので御留意ください。</p> <p>資料96ページ(1)を御覧ください。暴力行為についてです。山口県における発生件数は825件で、令和3年度に比べ90件増加しています。児童生徒千人当たりの発生件数は6.2件であり、令和3年度に比べ0.7件増加しております。形態別では、「生徒間暴力」が最も多く、「対教師暴力」、「器物損壊」、「対人暴力」と続いております。</p> <p>次にいじめについてです。97ページ(2)を御覧ください。いじ</p>

めの認知件数は3,867件と、令和3年度に比べ330件減少しています。また、児童生徒千人当たりの認知件数は28.8件であり、令和3年度と比べて2.2件減少しております。いじめの態様について、それぞれの校種で「冷やかしからい、悪口や脅し文句」が最も多く、2番目に多い態様は、小・中・特別支援学校では「軽くぶつかる、遊ぶふりをして叩く、蹴る」、高等学校では「パソコンや携帯電話で、誹謗・中傷や嫌なことをされる」となっています。また、令和2年度から公表されていますが、いじめ重大事態の発生件数は18件であり、令和3年度に比べ8件増加しています。児童生徒千人当たりの発生件数は0.13件で令和3年度と比べて0.06件増加しております。

次に、小・中学校の不登校についてです。98ページ(3)の①を御覧ください。不登校児童生徒数は、3,033人と、前年度に比べて430人の増加となっております。児童生徒千人当たりの不登校児童生徒数は、31.1人と令和3年度から4.8人増加しています。校種別では、小学校は166人の増加、中学校は264人の増加となっております。小学校不登校の要因について、「無気力、不安」が多く、次に「生活リズムの乱れ・あそび・非行」、「親子の関わり方」の順となっております。中学校不登校の要因について、「無気力、不安」が多く、次に「生活リズムの乱れ・あそび・非行」、「いじめを除く友人関係をめぐる問題」の順となっております。次に高等学校の不登校についてです。98ページ(3)の②を御覧ください。不登校生徒数は345人と、前年度より3人の減少となっており、児童生徒千人当たりの不登校児童生徒数は、11.4人と前年度から0.2人増加しています。不登校の要因については、「無気力、不安」が多く、次に「生活リズムの乱れ・あそび・非行」、「いじめを除く友人関係をめぐる問題」の順となっております。

続きまして高等学校の中途退学についてです。99ページ(4)を御覧ください。県内の中途退学者は、371人と、前年度に比べ11人の減少となっており、中途退学率は、令和3年度と同様となっております。これは全国と比較して低い水準となっております。中途退学の理由としては「進路変更」が最も多く、次いで「学校生活・学業不適応」となっています。なお、発生件数の推移等の詳細については、100ページ以降の資料にお示ししておりますので御覧おきください。令和4年度の調査では、令和3年度に引き続き、新型コロナウイルス感染症によって学校や家庭における生活や環境が大きく変化し、児童生徒の行動等にも大きな影響を与えていることがうかがえます。一方、新型コロナウイルスの感染症に関する様々な状況は、全国的にみれば都道府県や市町によって異なり、地域によって大きな差があると考えられます。よって全国と山口県あるいは山口県内の市町を単純に比較しての分析は難しいところではありますが、不安や悩みを相談できない児童生徒がいる可能性や児童生徒の不安や悩みが従来とは異なる形で現れたり、一人で抱え込んだりする可能性があることも考慮する必要があると捉えています。コロナ禍で拡大している諸課題への解決に向けまして、資料の99ページ(5)にありますように、引き続き、周囲の大人が児童生徒のSOSの早期発見に努め、コミュニティ・スクール等の連携・協働体制も活用することで、学校・家庭・地域による

	<p>組織的な対応あるいは、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の外部専門家や、児童相談所等の関係機関と繋がって対処していくこと等、生徒指導上の諸課題の解決に向けた取組を進めてまいります。</p>
<p>教 育 長</p>	<p>ただいま、学校安全・体育課から報告事項7について説明がありましたが、意見、質問はありますか。</p>
<p>佐 野 委 員</p>	<p>問題行動と不登校、今全国的に増えているということなのですが、やはり新型コロナとかの影響もあるのでしょうか、子どもたちのストレス感というか、ストレスレベルが全体的に高まっているのかなと思われまので、何か対策や対応ができないのかなと思います。コロナとかそういった影響があるのでしょうかでも、何か具体的な対応を見つけていただけたらなという感じはしています。それと、不登校の方も、近年では学習の多様性が認められる状況も出てきているのですが、自主的に学ぶ状況をもてる児童生徒というのは一部だと思いますので、やはり不登校児童生徒については学びの機会の確保が必ず必要ではないかなと思っております。全国的には、高校とかは通信教育を選ぶ子どもも増えてきていると聞いてはいるのですが、ただこれも子どもたちにとって通信教育が本当にベストなのかと思うと、選択肢がない中でベターだから通信教育を選んでいらっしゃるという感じもしますし、こちらも現在の子どものたちの状況に合った形、どうしても子どもたちが成長していったら、将来、社会への接続や参画というのが必ず必要になってきますし、そちらを後押しできる教育システム、どんなものがあるのか、ICTであったり、山口県だったら多部制の高校の設立もありましたけれども、そういった受け皿になる教育システムが必要なんじゃないかなと感じております。</p> <p>また、先日田布施中学校を視察に行ったのですが、家庭教育支援の一環として、おそらくステップアップルームだと思うのですが、そこでは地域の大人の方が、近所のおじさんお婆さんですね、教室に行って教室に入れない子どもたちと話をする、話をしなくても時間を共有することで効果があったという話も聞きました。居場所を作ることで教室に戻れたのかなと、子どもたちにとっては社会にも当たる、教室に接続できるという働きかけが、そういう形でできるのであれば、それも一つの手法なのかなと思いますので、その辺りいろいろな方法を模索しながら、諦めずにじっくりと対応する必要があるんじゃないかなと、この問題については感じております。一つ、取組のほどよろしくお願い致します。</p>
<p>学校安全・体育課長</p>	<p>3点ほど質問があったと思います。まず1点目ですが、ストレスのレベルが高まっていることの対策という話でしたけども、先程99ページの本県の主な取組のところ、生徒指導上の諸課題の解決のためには、タイトルに書いてありましたように、アの発達支持的生徒指導、イの課題予防的生徒指導、ウの困難課題対応的生徒指導、場面場面あるいは生徒の状況に応じた指導が必要だと思っています。今お話のあった全体の児童生徒のストレスの高まりに関しましては、やはりアの部分、発達支持的生徒指導が重要ではないかと思っています。安全で</p>

安心な居場所になる、いじめとか暴力行為は許さないような学校づくりとか、魅力がある学校づくり、学校に行きたいと思えるような学校、あるいは分かりやすい授業の工夫、そういった事を何よりもやる必要があるのではないかなと思っています。そのような中で、さらに不安が高まるSOSを発信した時には、そのSOSを受け取る、不安を拭う等の対応を行う必要があると思っています。

2点目ですけれども、不登校生徒の特に中学校卒業後の進路の話をしていただいたと思っています。高等学校においては、先程お示しもありましたように、通信制や多部制など様々な学校が受け皿をしていると言われまして、中学校でもどこの学校が良いのかというふうなキャリアや進路教育を充実して取り組んでいただいていると思っています。その結果として、高等学校における不登校や中途退学については、適切な進路指導がなされた結果、全国的に見れば低い状況がとれているのかなと思っています。そのような中でもやはり進路が上手くいっていない児童生徒もいると思いますので、中学校におけるキャリア教育については一層取り組んでいく必要があるのではないかと考えています。

3点目ですけれども、ステップアップルームについてご紹介いただきました。今年度、県内22校の中学校においてステップアップルームを設置して、そこに専属の教員を配置しているところです。その学校の状況に応じて、それぞれの学校の生徒の状況に合った工夫がなされているところでありまして、御紹介いただいたその中の取組の一つとして、学校によっては地域の人と会う機会を設けているという状況にあります。教室に入りづらくて、別の教室であれば学校に通えるという生徒の居場所にはきちんとなっているのかなと思っています。またそこでは、自習ではありますけれども、生徒も学びを深めている状況もあります。先程御指摘がありましたように、居場所づくり、生徒の学びを止めないということは不登校の生徒にとって非常に大切だと思っていますので、引き続き教育の充実を図っていきたいと考えています。

小 崎 委 員

ステップアップルームの件なのですけれども、先日学校運営協議会でその話題が少し出たのですが、その学校にもステップアップルームが設置されていて、なかなか教室に入れないう子がそのステップアップルームを活用して、その子にとってはとても居心地の良い場所になっているという話は聞いたのですが、そのステップアップルームの居心地があまりにも良くて、そこに生徒が今後増えるんじゃないかという話題になりました。本当は静かに教室の中で、大勢の中でいられない子がそういう所を利用する目的でもあると思うのですが、そこに人数が、子どもたちが増えてしまって、本来静かに落ち着いてそこで勉強したい子が、今度そのステップアップルームから居られなくなるんじゃないかなと、違う所に行かなきゃいけないんじゃないかなという、そういう委員さん達の話も出て、本当にいろいろ課題が出てくるだろうと思うんですけれども、そういった1個1個の課題に県としても耳を傾けていただいて、じゃあこういう場合はこうしたらどうですかというアドバイスなりを県の方からいただけたらなと思います。また、やはり先生の数が足りないので、人数の確保の事ですと

	<p>か、そういうところもやはりもっと相談に乗っていただきたいよねという話が委員の中で出ました。それで話が変わるのですが、オの学びの多様化学校の設置という項目があるのですが、ここをもう少し詳しくお聞きしたいなと思いました。</p>
<p>学校安全・体育課長</p>	<p>まず1点目のステップアップルームの話なんですけれども、今お話を伺いながら、私も高等学校の教員なので、以前、保健室にいろいろな生徒が居て、本来保健室にいるべき生徒がいられなくなるなどという話は10年、15年前にあったなということ思い出したところがあります。おっしゃるように、本来そこで居場所が必要な生徒の学ぶ場となるように、今年度始めた事業ですので、市町の教育委員会の指導主事とステップアップルームの担当者を定期的にオンラインで情報交換をして、より良いものになるようにしているところです。2点目の学びの多様化学校、いわゆる不登校特例校ですけれども、もともと学校は教育課程で何の授業を何時間やらなければいけないということが学習指導要領で定められているのですけれども、その内容は取り扱うのですけれども、授業時間自体を削減して、特別な教育課程を行うことができる学校をいわゆる不登校特例校と呼んでいるところです。現在、全国的にこの4月には24校しかまだ設置されていないような状況があります。一方、文部科学省の方では不登校対策の総合的な施策をまとめたものの中で、いわゆる学びの多様化学校について、そういう指針を打ち出しているところです。本県においても設置の可能性について検討しているところでありまして、義務教育段階でございますので、市町教育委員会と県教委で構成しています不登校児童生徒支援協議会という不登校の対策を総合的に検討、情報交換する場にしており、その中でお互いの情報の共有等を行っております。その検討のために県教委では本年の5月に不登校特例校2校の視察をしたという状況です。</p>
<p>小崎委員</p>	<p>もともとそういった学校はあるんですか。</p>
<p>教育長</p>	<p>全国ではあります。他県にあります。</p>
<p>小崎委員</p>	<p>県外の方に視察に行ったということですか。そういう学校を山口県でも作るという可能性があるということでしょうか。</p>
<p>教育長</p>	<p>それについて今、検討しているというような状況です。</p>
<p>藤田委員</p>	<p>素朴な疑問というか、不登校やいじめという心が痛くなることなんですけれども、98ページの要因について、全国の状況の中で、小学校の不登校の要因が「無気力、不安」が多いとなっていて、ここに私、衝撃を受けているんですよ。数が多いから難しいのかもしれませんが、小学生のときに無気力になったりすることはいろんな要因があると思います。できたらここは手厚い施策等考えていただいて、個別のケースがあると思いますので、何かしら施策を考えてもらえたらなと思います。小学校で既に無気力とか精神的な要因で不登校になるというのは、将来的にもなかなか難しいですし、学業の遅れと</p>

	<p>かももちろん想定して、どんどん社会に出づらくなって中学校に上がってもまた人とのコミュニケーションをとりづらい状況になってしまおうと思いますので、ぜひここは力を入れて努力していただけたらなと思います。</p>
<p>学校安全・体育課長</p>	<p>小学生の「無気力、不安」という状況ですが、今お話がありましたようにその背景には学校の事、家庭の事、それ以外の事、様々な要因が考えられます。当然学校でもそれに対応しているところですがけれども、99ページのウの所にありますように、心の専門家であるスクールカウンセラー、環境の専門家であるスクールソーシャルワーカー、こういった方への相談が全ての学校でとれるような体制となっています。そういった一人ひとりの状況に応じた支援ができるように今後とも取り組んでまいりたいと思っています。</p>
<p>教 育 長</p>	<p>コロナ禍の中で外に出て運動できないという状況もありますし、それこそ家庭の中での環境についても、人と人との接触をとりづらくなっている中で、自分で閉じこもって無気力になってしまったり、社会に対しての不安を抱える小学生も少しは増えたのではないかと捉えておりますので、その点に関しては先程言いましたようにスクールカウンセラー等が個別にですね、しっかりとフォローしていくような形で対応していきたいと思っております。</p>
<p>佐 野 委 員</p>	<p>そういった諸課題の解決に向けた取組という所で、気持ちの状態が良くない子どもに対してのフォローとかケア、そういったものが多いんですけども、教育として一つできるかなというところは、やはり分かりやすい授業の工夫かなと思います。この間、スクールウォーズのモデルになった学校でそういう立て直しに関わられた先生の話をお聴いたんですけども、授業が分かるようになってきたら、ものすごく荒れていた子どもたちの顔が笑顔になったと言っておられました。やはり分かりやすい授業をじっくり進めるというのも一つの大きな対策なんだろうなという感じもしますので、先生の力を大いに期待したいと思えます。</p>
<p>和 泉 委 員</p>	<p>よく学校の視察に入らせていただいたりして、席が空いてるなど、ときどき目にするのですが、中学校なんかに行くと1クラスに2人くらいは不登校の子がいるくらいの比率になってるんじゃないかなと思っています。高校になると専門学校をはじめ、自分で選んで行く学校が多いと思うので減ってるのかなと思うのですが、小・中で不登校になるきっかけになりやすい学年とか時期とか、対策を考える上でそういったものはあるのでしょうか。</p>
<p>学校安全・体育課長</p>	<p>不登校の生徒の比率なんですけれども、中学2年生が1位になります。小学1年生からどんどん増えていって、中学1年生になったら一段と増える、中1ギャップなんかもあります。中2がピークで、中3は進路の話が出てくるようになると思いますので、若干減るような状況になっています。やはり先程話がありました、授業が分かるとか、目標がもてるとか、そういった前向きなことがあると児童生徒が学校</p>

<p>教 育 長</p>	<p>に足が向かうのかなと考えておりますので、そういったことを含めて学校と組織的に取り組んでいく必要があると思っています。</p> <p>99ページの課題予防的生徒指導の所にある、中学校及び高校の入学前後における教育相談体制の充実という所、この辺りの年代で不登校が多くなっているということなので、入学前にカウンセラーがしっかり個別に調査したりとか、内容を確認したりして学校に行けるような体制をとっています。これは今年度から行っている取組です。</p> <p>一つ私のほうからも聴きたいのですが、97ページのいじめの状況の山口県と全国の状況を見ると、すごい対照的だと思うんですね。小・中・特支について、全国では増えているのですが、うちの県では認知件数は減っていると、その辺りの状況についてどう分析しているのか教えてください。</p>
<p>学校安全・体育課長</p>	<p>全国的にはいじめが今年度過去最多となっている中で、教育長の話にもあったように、山口県は減少している状況があります。全国的に見たときに大体3分の1ぐらいの県は減っていて残り3分の2が増えている状況です。県内においても増えている市町もありますし、減っている市町もあります。全体的に見たら山口県では減ったという状況にあります。いじめのピークは小学2年生が、不登校は中学2年生なんですけども、いじめのピークは全国的に見ると小学2年生がピークになっています。学年別のグラフを作っておりまして、1年より2年の方が増えてそこから急激に減っていくようなグラフになっていきます。人間関係上のいろいろなトラブルの表出の仕方がいじめの結果に表れている状況です。今が全国の状況でございます。それと比較してみると山口県が減ったのは小学校の低学年の取組が上手くいったのではないかなと考えているところです。一方いじめは多い少ないというよりは、きちんといじめは認知すべきということが重要ですので、数が減ったのは認知できていないということにならないように、子どもたちのSOSには敏感に対応できるように、また学校には働きかけていきたいと思っています。</p>
<p>教 育 長</p>	<p>それでは、報告事項7については、以上のとおりとします。</p> <p>続いて、協議事項に入ります。協議事項1について、まず教育政策課から説明をお願いします。</p>
<p>教育政策課長</p>	<p>それでは協議事項1、公立大学法人山口県立大学からの附属高等学校の設置に関する要望への対応について、始めに教育政策課から県立大学の要望に係る経緯や要望の内容等について説明し、その後、高校教育課から附属高校設置に関する要望への対応について説明させていただければと考えております。</p> <p>資料の説明に先立ちまして、本協議事項に関する対応の経緯等について説明をさせていただきます。去る9月21日、県立大学から周防大島高校を附属高校としたい旨の要望を受けました。県立大学附属高校の設置に関しては、本県では初めてのことであります。時期的には、9月定例県議会が開会中でしたので、教育庁の関係課が連携し、本会議や文教警察委員会での質問に対応をいたしながら、県教委とし</p>

て、県立大学からの要望に対してどのように判断をするのか、検討を進めてきているところです。このうち、県立大学の附属高校への期待や、周防大島高校との親和性などについては、県立大学の調査結果だけでなく、県教委としても更に調査を深め、確認をしていく必要があると考えております。また、設置者変更の方法については、年次進行とするか、一斉変更とするのかは、県教委と協議の上決定したいとされています。この件については、仮に開校が目標年度の令和8年度とすると、一斉変更を選択した場合、令和6年度に周防大島高校に入学する生徒が3年生に上がるときに附属高校生となることから、県教委としても方向性を定めた上で、要望を受け入れるかどうかの判断をする必要があると考えていますが、県立大学の意向を踏まえた協議等もこれから更に進めていくところです。

こうしたことから、本日は県教委としての要望受入の判断についての議案という形ではなく、県立大学の要望経緯と要望内容の御説明、また、附属高校設置に関する要望への対応について、現時点の検討状況等を説明させていただいた上で、様々な御意見などをいただければと考えております。

それでは始めに、附属高校の候補校の決定、県教委への要望に至る経緯について概略を説明いたします。資料①の103ページ以降が該当となりますが104ページを御覧ください。この資料は、来る9月21日、県立大学が県教委に要望に来られた際に、県立周防大島高校が候補校に決定するまでの経緯を説明するために作成、持参された資料ですので、この資料を使って説明をいたします。

104ページの下段を御覧ください。こちらは資料全体のポイントとなる内容です。県立大学では、高大連携をさらに進める観点から令和5年3月に附属高校の設置方針を公表するとともに、外部有識者等で構成する検討協議会を設置されました。そして5回にわたる協議会での検討を経て、周防大島高校を県立大学の附属高校の対象校とし、令和8年4月の開校を目指すとの協議会案が決定されました。その後県立大学の理事会において、必要な手続きを今後進めることが決定されたところです。周防大島高校を対象校として決定した理由については、枠囲みの中に記載してあるとおり、高校と大学の間の教育的つながり、地域課題の解決等に向けた取組の実施状況、県外流出の防止に向けた効果を挙げられています。

105ページ上段を御覧ください。附属高校の設置の趣旨です。まず、県立大学が目指すものとして4つの教育理念のもとでの人材の育成とともに、「地域貢献型大学」として、若者の県内定着や地方創生の実現に取り組み、地域とともに未来を切り拓いていく大学を目指すとされています。また、附属高校に期待するものとして、高校、大学7年間の一貫した教育理念のもと、未来の山口県を担い活躍する人材を育成すること、また、大学教育にも直接触れながら、地域・社会が求める分野横断的な広い視野を持って課題解決に挑戦することの意義を理解してもらうこととされています。またこうしたことを通じて、県立大学に入学した学生には、附属高校での経験に基づいたリーダー的役割の発揮、また、附属高校以外から入学した学生への挑戦する意識の浸透といった効果も期待されているところです。

続いて、105ページ下段から、これまでの検討状況が整理されて



います。御覧のとおり、5月の第1回目の協議会で、高校の新設ではなく、既存の高校の設置者変更で検討を進める方向性を確認されました。そして、建学の精神を持つ私立高校は対象から除外し、県立高校について俎上にあげた上で、絞り込みを行いつつ、106ページの上段に移りまして、第4回の協議会からは、その時点の高校の教育活動と、県立大学の教育とのマッチングの視点で検討を進められました。そして、最終的に、下段に表が掲載されているように、様々な教育活動と、大学の全ての学科につながりがあることや、上段に戻って、地域課題の解決に向けた取組も盛んに行われている周防大島高校を選定されたところです。また、開校時期は、令和8年4月を目指すべきと決定されました。107ページ上段を御覧ください。検討協議会の概要をお示ししております。下段は、周防大島高校の特色を改めて整理した資料でございます。

続きまして、県立大学の要望の概要について説明いたします。110ページを御覧ください。公立大学法人山口県立大学附属高等学校の設置について、という県教委あての要望書です。要望文の中では、先ほど説明いたしました、附属高校の設置の趣旨、大学が目指すものや附属高校に期待することなどを示されています。その上で、検討協議会の検討の経緯とともに、附属高校を設置者変更により設置したい旨を示されているところです。具体的な要望事項としては3点あり、県立大学として、附属化の候補校を周防大島高校としたこと、開校時期は令和8年4月を目標としたこと、設置者変更の方法については令和8年度以降入学する生徒から年次進行で附属高校とするか、令和8年度に入学する生徒及び在籍している生徒を含め一斉に附属高校とするかは、県教委と協議して決めたい、というものです。当課からの説明は以上です。

教 育 長

続いて、高校教育課から説明をお願いします。

高校教育課長

続いて高校教育課からは、周防大島高校の設置者変更の可否についての検討の観点や周防大島高校で現在行われている教育内容等について説明します。資料111ページの「1 設置者変更の可否についての検討の観点」を御覧ください。

設置者変更の可否を検討するに当たっては、1にお示しした二つの観点を主として検討する必要があると考えております。まず、山口県立大学において、附属高校の候補校を周防大島高校に選定した理由として、先ほど教育政策課長からの説明にもありましたが、県立大学との教育のつながり、人材育成の観点、県外流出の防止等が挙げられているところですが、それらの理由に妥当性があるのかという視点に立って検討を進めていきます。

次に、県立大学の附属高校となることにより、周防大島高校で実施している地域連携や高大連携、環境教育等の取組が充実していくかという観点からの検討も必要と考えます。資料の中ほどに現在、周防大島高校で取り組んでいる教育内容についてお示ししておりますので説明します。

周防大島高校は①でお示ししているとおり、普通科と地域創生科の2つの学科を設置した高校であり、それぞれの学科・コースで特色・

魅力ある取組を実施しています。例えば、学科共通の学校設定教科「地域創生」において、周防大島を舞台にフィールドワークを実施しており、その中で、地元の文化財保護委員とともに、歴史探訪を行いながら周防大島の歴史を知るであるとか、防災アドバイザーの指導の下、地元の災害について知り、災害対策を考える等、生徒が主体的に地域のことを知り、地域貢献に向けて取り組んでいるところです。また、普通科の特別進学コースでは、地方創生のアイデアを出し合う内閣府主催のコンテストへの参加や、環境コースにおいては、島内外の研究機関と連携し、ニホンアワサングの生態を飼育しながら調べたりするなど、生徒自らが地域の課題を発見し、その解決に向けて取り組んでいます。地域創生科の福祉コースにおいては、介護職員初任者研修修了資格が取得でき、さらに福祉専攻科に進学することで、介護福祉士国家試験資格も取得することが可能です。また、ビジネスコースにおいては、地元の経営者から指導を受けながら商品開発に取り組むなど、ビジネスの実践的な学びを展開しています。周防大島高校では、こうした学科の学習に加え、島の豊かな教育資源を活用した様々な活動や多様な人々との交流を通して、教科の学びだけでは得られない豊かな学びを子どもたちに提供しています。②にお示ししている、地域循環共生圏づくりプラットフォーム、こちらは資料の「※」にお示ししておりますとおり、環境省の事業として採択されている取組でございます。学校とYMFG ZONEプランニングが連携し、地域課題解決に資する次世代の担い手を育成する取組を推進することとしています。

また、112ページ③でお示ししているとおり、グローバルな視点で地域・社会に貢献できる人材を育成するため、ハワイのカウアイ高校との交流やハワイ語学研修旅行を実施しています。さらに、地域の小・中学校との連携を推進するため、④でお示ししている、島内中学校との連携型中高一貫教育を実施し、「郷土おおしま」発表大会や交流授業などをおとして、中学校と高校の教員・生徒の連携を深めるとともに、小・中学校・県立大学と連携したイングリッシュセミナーや小学生対象の学習会など、校種を越えた多様な交流を行っています。また、⑤でお示ししているとおり、全国から生徒を募集しており、全国の仲間と共に学ぶ機会を得ることができる学校となっています。さらに、⑥でお示ししているとおり、周防大島町及び山口県立大学と包括的連携協定を締結しており、高校生と県立大学生が協働してアロハシャツを作製する「アロハ・プロジェクト」や、「島じゅうキャンパス」チャレンジ&エコツアーの企画・熟議など、高校生と県立大学生が触れあう場を積極的に作り出しています。こうした周防大島高校の教育内容が、県立大学の附属高校となることで更に充実し、子どもたちにより質の高い教育を提供することにつながるのかという観点からも検討を進めていきたいと考えています。なお、「2 方針決定後、県立大学と協議する課題」にお示ししているとおり、設置者変更することによって生じることとなる学校運営上の諸課題を整理する必要があると考えており、設置者変更の方針決定後に、教員配置や入学者選抜の在り方等について、県立大学・県教委の関係部署と協議しながら検討してまいります。

教 育 長	<p>ただいま、教育政策課、高校教育課から協議事項1についてそれぞれ説明がありました。意見、質問はありますか。</p>
佐 野 委 員	<p>今回その話を聞いたときに、県立大学からプロポーズを受けたという感じを受けました。確かに周防大島高校は非常に多様な取組を実施して、他の県立高校と比べると、一步も二歩も踏み込んだ取組をしている学校であるのは間違いないと思っております。逆にそうやって今まで取り組んできた内容が県立大学の附属高校になることで更に伸びるのか、それともしぼんでしまうのかというところを少し考えてしまいます。更に伸びるのであれば県立高校の間にいろいろな取組をしてきましたから、それが今まですごく結果が出てるわけじゃないんですけども、花ひらく要因になるのかなというのであれば良いことですし、なんかいろいろ取り組んできたけれどもしぼんでしまうんだったら、今までやってきたことが無駄になってしまうという感じももっております。そこで実際に周防大島高校がそういう県立大学からアプローチを受けたと、「あなたのところがいい」と言われてどのように感じられていらっしゃるのか、在学していらっしゃる生徒がこの先どのような夢が膨らむだろうか、どのような方向性が見えてくるのだろうかというところを期待しているのか、どうなのかというところがやはり気になります。それとあとは大学の方も、単純に附属高校を作ったらいかなという形ではないと思うんですけども、どれくらいの意気込みでこういった多様な取組をしてきた周防大島高校を附属高校にしようと思っただけなのか、これから先どのようなところにもっていきたいのか、そういった意気込みや覚悟というのか、そういったところを確認してからじゃないと納得しないなというところがあります。</p>
教 育 長	<p>9月21日に私が直接岡理事長から要望書を受け取ったわけですが、岡理事長さんの想いというのは、それこそ先ほど教育政策課長から言われたように、資料の3のところに書いてありますが、高大7年間、高校3年、大学4年の一貫教育を基に、山口県の未来を担う人材、これをきちんと育成していきたいんだと、それが少子化に歯止めをかける、県外流出に歯止めをかける、そういったことに繋がるんだという強い想い、熱意を直に感じております。そういった意味では今回の県立大学附属高校の要望について、私としては前向きに周防大島高校が更に教育環境が充実していくと捉えていけるのではないかと受け取っております。そういった意味では教育委員さんにも今日議論の場に入ったわけですが実際に県立大学に赴いていただいて、きちんと想いを聴いていただくというのも一つあると思いますし、また実際に周防大島高校に行っていて、周防大島高校の生徒、それから地元の方々がどういった想いをもっているのかというところをしっかりと聴いていただくというのが一つあるのではないかと思います。そういったことをこれから計画していけたらなと思っておりますが、どうでしょうか。そういった学校視察でありますとか、県立大学でのヒアリングとか、その辺りを計画していけたらなと思っております。</p>
小 崎 委 員	<p>先ほど佐野委員さんも言われたのですが、今の段階で周防大島高校</p>

<p>教育政策課長</p>	<p>の生徒さんであったり、地域の方達はどう思われているのでしょうか。例えば今日私達がいろいろ話を聴いているみたいに話をしていく機会が今まであったのか、そういう生徒さん達の想いとかを全く聞かないままにこの話が今進んでいってるのかっていうのがちょっと気になります。</p> <p>まだ県教委としてそういった意見は聞いていないんですけれども、最終的に附属高校の対象校を絞り込む際に県大の方で地元の方に赴いて、全員ではないんですけれども教育の関係者であるとか、それから地元の町の関係者であるとか、そういった皆さんに趣旨とかも説明されて、御意向を聞かれているところです。それによりますと、非常に良いことだということで前向きに受け止めておられると聞いております。学校の方には、県立大学を通じてお知らせをされているという状況ではあります。</p>
<p>教 育 長</p>	<p>地元の方も好意的にというか、ありがたい話だということで聞いております。</p>
<p>木 阪 委 員</p>	<p>私は周防大島の隣で暮らしておりますが、周防大島のことには全て分かってるわけではありませんけれども、例えばマラソン大会やサイクリング大会に出たりとか、現地のセミナーに参加したとき、島の方々というのは年齢や性別を問わず、変化を受け入れるの方々というか、そういうのは隣の市に住んでいてよく感じます。ですから今回の件については、佐野委員さんの言葉を使うと、プロポーズに関しては非常に可能性があるというか、より一層広がる魅力的な提案ではないかと個人的に思います。ただ資料の中で控えめに県外流出の防止とありますが、私は県外流入の拡大という視点、そういったせっかく今の周防大島高校のポジションを活かすのであれば、県の端の位置になりますけれども、そういった今の周防大島高校のポジションの学校がより輝くことで、県東部の学校をはじめ県内の高校にも少なからずよい刺激があるような気がしますし、これがいろいろ検討していく段階では諸問題や、先ほども学校のスクール・ポリシーの話もありましたが、そういう事も踏まえてよく聴いて、上手いことになればいいかなと思います。今いらっしゃる生徒さんの意志を尊重はしながらも、やはりそんな悠長に考える時間は逆にないと思いますので、急いだ方がよいのではないかなと思っております。</p>
<p>和 泉 委 員</p>	<p>他の方も言われてますように、全国的にはこういった魅力的で全国から生徒を集めることができる学校をときどきみかけますが、周防大島高校も県立大学の附属化になることで、周防大島高校がさらに魅力的な高校になることで全国から生徒を集められる、そういった可能性をもっている高校ではないかなと思います。これまでいろいろなすばらしい取組をされていたのはもちろんですが、さらに魅力的なものを発展させていくためには、県立大学の附属化というのも非常におもしろい取組ではないかなと思っています。ただですね、今回提出していただいた資料だけではなかなかそこが見えにくいものが正直ございまして、例えば3年プラス4年の高大7年間の一貫した教育理念と言わ</p>

	<p>れているんですが、具体的なことがよく分かりません。その7年間の教育課程がどのようになっているかも伺いして、県内東部を含め全国的にも分かるような形でもっとアピールしていくことが必要ではないかなと思いますし、そういうこともこちらとしてもお聴かせいただきながら、附属化して頑張ってくださいと、山口県のためにも周防大島高校にもいいんじゃないかと思えます。こちらも確信をもって進めていけると自信をもたしていただきたいと思えました。そのためにも周防大島高校と県立大学の話を聴きたいと思えました。</p>
藤 田 委 員	<p>思っている事は他の委員さん達と同じで、確かに今日のこの資料だけではわからないことが多いです。お願いとしては、周防大島高校がこれまで培ってきたものを更にパワーアップできるような取組にしてほしいこと、あとは県立大学附属高校になったとして、偏差値とか教育カリキュラムが変わったりして、学力がどう子どもたちに影響してくるのかが心配です。また、今回初めてお聞きし勉強になりましたが、全国募集をされているということで、先ほど木阪委員が言われたように、県外から流入が増えるような取組を積極的に考えていただいて、最終的には山口県のためになるような学校になればいいと思えます。県立大学からお話を聴かせていただく機会があるでしょうから、その中で納得して進めていきたいと思えます。</p>
佐 野 委 員	<p>もし、話が進んでいったらなんですけれども、移行期間について、ただ運営上の課題を整理するだけでなく、移行期間の間に、県立高校としてできることというのをアグレッシブに考えて、県立大学附属が引き継ぐことになるわけですが、そこまでの間に、できるところを引き上げていく、つまり取組を停滞させずにつないでいく、そしてそれよりも更に伸ばしていただく土台を作ってから引き渡す、そういう移行期間にしていく必要があると思っております。県立大学附属化という新しい取組ですが、それを山口県の高校の活性化や魅力化につながる一つのモデルケースという形で取り組んでみたらおもしろいのではないかと思えました。</p>
教 育 長	<p>今回の県立大学附属高校設置の要望の関係なんですけれど、県教委にとっても、山口県にとっても初めての取組になります。今まで先例がないので、そういった意味ではゼロからのスタートになっています。また全国的にも3例目ということです。先例がない中で、岡理事長は熱い思いをもってこれからの教育を充実させていくための一つの取組として、附属高校の設置があるということで熱い思いを語っていただきました。その辺りも含めて、県立大学の方へ赴いていただいて、そこでお話をお聴きしたりしてほしいです。また、佐野委員さんがおっしゃった県立高校として附属高校になるまでの間にもっと魅力を高めていって県立大学附属高校につなげていく、そういった意味では、今、周防大島高校の大田校長が先頭に立って周防大島高校の魅力化・特色化を全面に打ち出しているところです。そういった取組についても、実際に現地に足を運んでいただくことが一番近道ではないかと思っております。今日はこれまでの経緯でありますとか、附属高校設置に関する要望への内容についての検討の視点についての説明があ</p>

<p>教 育 長</p>	<p>りましたので、それを踏まえて、次回の教育委員会会議の間までに周防大島高校の現地視察でありますとか、県立大学との意見交換の場、これを教育委員との間で設けていきたいと思っておりますが、それでよろしいでしょうか。そういった形で進めていきたいと思っております。</p> <p>それでは、協議内容のとおりに進めていただきたいと思います。 次に、次回の教育委員会会議の日程について、教育政策課から説明をお願いします。</p>
<p>教育政策課長</p>	<p>次回の教育委員会会議は、令和5年11月24日（金）午後2時を予定しております。よろしく申し上げます。</p>